

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先) 京都府知事		年 月 日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府福知山市字内記13番地の1		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 福知山市長 大橋 一夫			
前年度に保有していた冷媒用代替フロンを使用した第一種特定製品の台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の保有台数
	エアコンディショナー	544 台	35 台	34 台	593 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	231 台	1 台	4 台	229 台
前年度に第一種特定製品に充填及び回収を行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	233.27	キログラム	180.77	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器	0	キログラム	4.7	キログラム
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための冷媒用代替フロン使用機器の管理体制	使用時	○簡易点検マニュアルを作成し、それに基づき簡易点検を実施している、定期的に簡易点検を実施している ○第一種特定製品の一覧を作成し、担当者が随時情報更新をするなど適切に管理している ○冷媒用代替フロン使用機器の管理担当者を決めている			
	廃棄時	○第一種特定製品の廃棄時には、充填回収業者から交付された引取証明書を受け取ったことをもって、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認し報告する体制をとっている。			
冷媒用代替フロンの漏えい防止のための取組の実施状況	使用時	○使用前に試運転を行い、異音の発生等がないか確認している ○一覧を作成し、管理している			
	廃棄時	○適切に廃棄されるよう当該機器の管理炭t脳者に遵守すべき項目をまとめた資料を配布して啓発を行う ○充填回収業者から破壊証明が回付されたことを確認し、第一種特定製品の廃棄時に回収された冷媒用代替フロンが適切に処理されたことを確認する			
ノンフロン製品又は地球温暖化係数が低い冷媒の製品の導入方針	グリーン購入法に基づき、環境に配慮した製品の導入を推進している。				
特記事項	第一種特定製品の廃棄時に、今後海外で販売予定のため冷媒用代替フロンの回収を行わないことを確認した。（1台）				

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。
 2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。